

岩石採取計画の認可期間を定める事務処理要領

(目的)

第1条

この要領は、福岡県岩石採取計画認可事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項に規定する認可の期間（以下「認可期間」という。）の決定基準、その他必要な事項を定めるものとする。

(認可期間)

第2条

認可期間は、採取計画の遵守状況、災害防止対策及び立入調査による採点評価等に基づき、別表第1に定める基準により決定するものとする。

2 別表第1により4年以内から7年以内の認可期間に該当すると判断される場合において、次の各号の何れかに適合しないときは、認可期間を1年減じるものとする。

- (1) 当該岩石採取場の採石業務管理者の再教育講習会への受講が直近5回の講習会開催において、受講3回以上。（但し、初回の認可更新にあつては、新規認可期間中に開催された講習会を全て受講。）
- (2) 採石災害防止安全大会の参加が直近5回の大会開催において、参加3回以上。（但し、初回の認可更新にあつては、新規認可期間中に開催された大会に全て参加。）
- (3) 採石法施行規則第11条に基づく業務の状況に関する報告書が更新直近の認可期間中、確実に提出されている。

3 認可対象者等が以下の各号を全て満たす場合は、第1項又は第2項に基づく認可期間に1年を加えることができるものとする。

- (1) 認可対象採石場が災害防止対策及び環境対策を顕著に講じていると認められること。
- (2) 認可対象者が要綱第6条第1項第1号に規定する法人の構成員であり、かつ当該法人が連帯して保証人となる旨の保証書を提出していること。

4 前項の規定により認可年数を1年加えた場合において、認可期間中に前項の要件を満たさなくなったときは、当該認可期間を1年減じるものとする。

(採点評価)

第3条

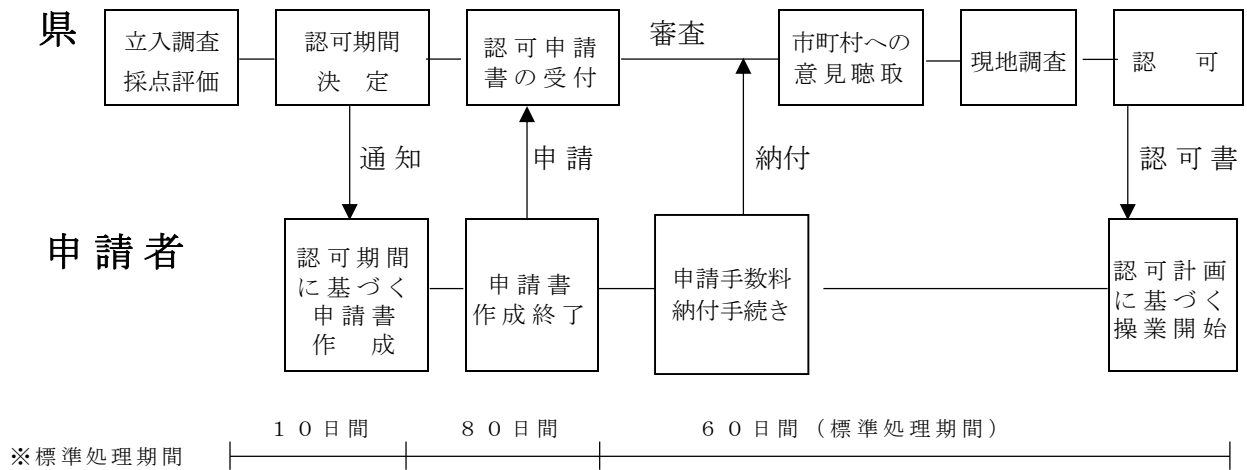
(1) 採取場の採点評価は、福岡県県土整備部砂防課職員2名以上をもって、別表第2に定める調査事項について実施する。

(2) 採点評価のための立入調査は、採取計画の認可期間が開始する日の150日前までに実施する。

(結果通知)

第4条

採点評価の結果は、立入調査後10日以内に当該申請者に通知するものとする。



附 則
(施行期日)
この要領は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)
採点評価制度については、平成16年9月1日以降の認可の満了する採石場から適用する。

附 則
(施行期日)
この要領は平成27年2月27日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は令和4年5月30日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は令和8年4月1日から施行する。